

事業所で排出される紙おむつの排出量の把握について

事業所から排出される事業系一般廃棄物（主に紙類、木くず、厨芥類）については、一定の条件下で資源化され事業所から排出される廃棄物を減量させることができます。一方、紙おむつは近隣にリサイクル施設がないことなどの理由により、減量の取組が困難な状況にあります。

つきましては、今後の各種取組の参考とさせていただくため、業務上使用済み紙おむつを排出している事業者におかれましては、次の内容について御回答の協力をお願いいたします。

1 対象事業者

次のいずれかに該当する事業者を対象とします。

2 高齢者施設、障害者支援施設、保育所等

業務上、日常的に使用済み紙おむつを排出している事業者

3 調査対象期間

計画書提出期限の9月30日までで計量可能な連続する7日間

4 調査内容（御記入ください）

（1）事業所の概要

認定番号： _____

事業所名： _____

所在地： _____

電話番号： _____

業種・施設種別： _____

入所者定数・現在利用者数（概算可）： _____

現在利用者で紙おむつを使用している人数（概算可）： _____

（2）1週間分の紙おむつ量

_____ 1週間 _____ kg

その他： (_____)

例 紙おむつは、使用者に持ち帰らせている など